

平成28年度 第4回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

平成28年7月28日（木） 午後2時 開議

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（平成28年度第3回臨時会）
- 日程第3 報 告 教育長報告
- 日程第4 議案第15号 宮古島市立学校設置条例の一部を改正する条例の議案提出依頼について
- 日程第5 議案第16号 宮古島市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第6 議案第17号 宮古島市総合博物館条例の一部を改正する条例の議案提出依頼について
- 日程第7 議案第18号 宮古島市総合博物館管理規則の一部を改正する規則について
- 日程第8 議案第19号 宮古島市総合博物館職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第9 議案第20号 宮古島市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
- 日程第10 議案第21号 宮古島市教育委員会人事異動の承認について
- 日程第11 議案第22号 訴えの提起に係る議案の提出依頼について
- 日程第12 その他

議案第15号

宮古島市立学校設置条例の一部を改正する条例の議案提出依頼について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成28年7月28日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

伊良部小学校と佐良浜小学校の統合、及び伊良部中学校と佐良浜中学校の統合に伴い、佐良浜中学校の位置に統合小学校・中学校（施設一体型）を新たに設置するには、条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出します。

別 紙

宮教学適第 号
平成28年 月 日

宮古島市長
下地 敏彦 殿

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

宮古島市立学校設置条例の一部を改正する条例について（依頼）

みだしのことについて、条例を改正する必要があるので、9月定例議会への議案提出を依頼します。

記

議案名：宮古島市立学校設置条例の一部を改正する条例

議案第 号

宮古島市立学校設置条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成28年9月 日

宮古島市長 下地 敏彦

提案理由

伊良部小学校と佐良浜小学校の統合、及び伊良部中学校と佐良浜中学校の統合に伴い、佐良浜中学校の位置に統合小学校・中学校（施設一体型）を新たに設置するには、条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市立学校設置条例の一部を改正する条例

宮古島市立学校設置条例（平成17年宮古島市条例第190号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

宮古島市立伊良部小学校	宮古島市伊良部字長浜1401番地
宮古島市立佐良浜小学校	宮古島市伊良部字前里添717番地

を

宮古島市立伊良部島小学校	宮古島市伊良部字池間添1720番地
--------------	-------------------

に改める。

別表第2中

宮古島市立伊良部中学校	宮古島市伊良部字国仲418番地
宮古島市立佐良浜中学校	宮古島市伊良部字池間添1720番地

を

宮古島市立伊良部島中学校	宮古島市伊良部字池間添1720番地
--------------	-------------------

に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第16号

宮古島市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正
する規則について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成28年7月28日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市立大神小学校及び大神中学校の廃校に伴い、大神小学校区域・大神
中学校区域を変更するには規則を改正する必要があるため、本案を提出します。

別 紙

宮古島市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する規則

宮古島市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

宮島小学校	島尻	平良字島尻14～1529
	南静園	” 888
狩俣小学校	狩俣	平良字狩俣1～4114
池間小学校	池間	平良字池間45～885
	”	平良字前里6～289
大神小学校	大神	平良字大神6～203

」を

「

宮島小学校	島尻	平良字島尻14～1529
	南静園	” 888
	大神	平良字大神6～203
狩俣小学校	狩俣	平良字狩俣1～4114
池間小学校	池間	平良字池間45～885
	”	平良字前里6～289

」

に改める。

別表第2中「大神中学校」の項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第17号

宮古島市総合博物館条例の一部を改正する条例の議案提出依頼について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成28年7月28日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

総合博物館入館料の免除を新たに定めるには、条例を改正する必要があるの
で、本案を提出します。

別 紙

宮教博第 号
平成28年 月 日

宮古島市長
下地 敏彦 殿

宮古島市教育委員会
教 育 長 宮 國 博

宮古島市総合博物館条例の一部を改正する条例について（依頼）

みだしのことについて、条例を改正する必要があるので、9月定例議会への議案提出を依頼します。

記

議案名：宮古島市総合博物館条例の一部を改正する条例

議案第 号

宮古島市総合博物館条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成28年 月 日

宮古島市長 下地敏彦

提案理由

総合博物館入館料の免除を新たに定めるには、条例を改正する必要があるの
で、本案を提出します。

別紙

宮古島市総合博物館条例の一部を改正する条例

宮古島市総合博物館条例（平成17年宮古島市条例第202号）の一部を次のように改正する。

第5条中各号を次のように改める。

- (1) 教育課程に基づく学習活動として入館する小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにその引率者
- (2) 70歳以上の者
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護者
- (4) 知的障害者で都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市から療育手帳の交付を受けている者及びその介護者
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者
- (6) その他免除することが適当であると認めた者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第18号

宮古島市総合博物館管理規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成28年7月28日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

総合博物館入館料の免除を新たに定めるには、規則を改正する必要がある
ので、本案を提出します。

別 紙

宮古島市総合博物館管理規則の一部を改正する規則

宮古島市総合博物館管理規則（平成17年教育委員会規則第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「館長」を「宮古島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第4条を次のように改める。

（入館料の免除）

第4条 入館料の免除を受けようとする者は、あらかじめ入館料免除申請書（様式第1号）を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、教育委員会が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、この限りでない。

- (1) 条例第5条各号の要件を満たすための書面（手帳を含む。）を提示する場合
- (2) その他入館料免除申請書の提出を不要とする場合

第5条の見出し中「及び館長の指示」を削り、同条中「館長」を「教育委員会」に改める。

第6条中「様式第3号」を「様式第2号」に、「様式第4号」を「様式第3号」に改める。

第7条第2項中「様式第5号」を「様式第4号」に、「様式6号」を「様式第5号」に改める。

第10条中「館長」を「教育委員会」に改める。

第11条第2項中「様式第7号」を「様式第6号」に、「様式第8号」を「様式第7号」に改め、同条第3項中「様式第9号」を「様式第8号」に、「様式第10号」を「様式第9号」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

入 館 料 免 除 申 請 書		年 月 日
宮古島市教育委員会教育長 様		
申請者 住所		
団体名		
氏名		印
(連絡先)		
下記のとおり博物館の入館料の免除を受けたいので申請します。		
記		
免除申請の理由		
入 館 年 月 日	年 月 日(曜日)	
在 館 時 間	午前 時 分 ~ 午前 時 分 午後 午後	
入 館 人 員 (引率者含む)	人	うち、大人 人 大学・高校 人 中学・小学 人
引 率 者 氏 名		

様式第2号を削り、様式第3号を第2号とし、様式第4号から様式第10号までを1様式ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第19号

宮古島市総合博物館職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成28年7月28日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市総合博物館職員の休憩時間を変更するには、規則を改正する必要があるため、本案を提出します。

別 紙

宮古島市総合博物館職員の勤務時間、休暇等に関する規則の 一部を改正する規則

宮古島市総合博物館職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成17年教育委員会規則第39号）の一部を次のように改正する。

第3条中「午後0時00分～午後1時までとする。」を「12時から14時までの間で館長が割り振る60分とする。」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第20号

宮古島市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成28年7月28日

宮古島市教育委員会
教育長 宮 國 博

提案理由

宮古島市スポーツ推進審議会委員の任期が平成28年7月31日で満了となり、宮古島市スポーツ推進審議会条例第2条の規定により、新たに委嘱する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市スポーツ推進審議会委員（案）

任期：平成28年8月1日～平成30年7月31日

	氏名	住所	備考
1	砂川恵助	平良字 [REDACTED]	宮古島商工会議所専務理事 宮古島市体育協会副会長
2	伊志嶺秀行	平良字 [REDACTED]	宮古地区高体連会長
3	伊志嶺吉作	平良字 [REDACTED]	元宮古地区中体連会長 スポーツ推進計画策定委員
4	洲鎌菜保子	下地字 [REDACTED]	下地総合スポーツクラブ 理事長

5

議案第21号

宮古島市教育委員会人事異動の承認について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成28年7月28日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

平成28年度人事異動について、承認を求める必要があるため、本案を提出します。

議案第22号

訴えの提起に係る議案の提出依頼について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成28年7月28日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

別紙のとおり損害賠償請求の訴えを提起するには、地方自治法第96条第1項第12号の規定によって議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

別 紙

宮教学適第 号
平成28年 月 日

宮古島市長
下地 敏彦 殿

宮古島市教育委員会
教 育 長 宮 國 博

訴えの提起について（依頼）

みだしのことについて、別紙のとおり損害賠償請求の訴えを提起したいので、
9月定例議会への議案提出を依頼します。

議案第 号

訴えの提起について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成28年 月 日

宮古島市長 下地 敏彦

提案理由

別紙のとおり損害賠償請求の訴えを提起するには、地方自治法第96条第1項第12号の規定によって議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

別 紙

訴えの提起について

次のとおり、損害賠償請求の訴えを提起したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

1 当事者

原告となるべき者 宮古島市

被告となるべき者



2 請求の要旨

宮古島市は、（以下「被告となるべき者」という。）との間で伊良部島小中一貫校整備用地として、土地売買仮契約を締結しました。

しかし、被告なるべき者は、宮古島市と契約した土地を、第三者に二重に売却し、仮登記しました。

そこで、宮古島市は、債務不履行を理由に、契約の解除、損害賠償請求及び督促をしましたが、被告となるべき者はこれに応じないため、被告なるべき者に対して損害賠償請求の訴えを提起したい。

3 本件に関する取扱い

本件の訴訟は、弁護士に委任する。